常磐毎日
発行所
平市田町75
常磐毎日新聞社
営業部専用 1,210
編集部専用 1,269

1958
70-7
スバイク・ユニホーム・パット
チーム編整・特典
大塚
平駅前 TEL 17

明日のお天気
「今晩」北七の風ゆるところにより一時にわか雨。
「明日」北七の風やや強く、日中時々晴れおそくなって曇り。
「海上」今晩明日ともに多少風波

台風被害に減免処置

平税務署 適用範囲など決る

平税務署では台風による被害者に対して二十三年度分の災害雑損控除と固減免徴収、徴収猶予を適用することにし、内容を明かにした。これは罹災者と給与所得者にわかれ災害で二五%以上の被害をうけた納税者に対象となり、一月一日から災害の日の前日までに納付した税金は還付される他、雑損控除の場合で被害額が多いときは三年間繰越して減税分が控引かれ、また金額から二五%まで減税される恩恵も分れている。減税、徴収猶予になるのは営業と農業所得者では❶事業所得法上の雑損控除(棚おろし資産)はその年の全所得の一〇%を超えた分❷その年の合計所得金額八十万円以下の人で住宅、家財に被害をうけた場合は二五%、五十万円以下は五〇%、二十五万円以下は全額が災害減免法によって減税と徴収猶予される。給与所得者の場合は❶見積所得二十五万円以下は金額減税となる❷見積所得五十万円以下は一月から六月まで納めた分は還付されず、七月から十二月までの期間で災害後の分は六カ月間徴収猶予される。❸見積所得八十万円以下は三カ月間の徴収猶予(納めた分は還付しない)なお被害があっても前少だったり、見積がたたない場合でも一年以内の徴収猶予され、十二月三十一日納期の第二期分は雑損控除減税、徴収猶予の手続きをしても免税されたのではなく三月十五日の確定申告で税額を調整することになっている。

八千万円融資を

冷凍製氷会社建設 県漁連で運動起す

県漁業協同組合役員会が十一日午後一時から平市材木町漁連会議室で各漁協組合長、餌岡平市商工課長ら約十名が出席して開き表る三十一年以来持越となり建設が危ぶまれていた冷凍製氷冷蔵施設についての具体策について協議した。その結果、同工場建設については万場一表で平市鶴宮町地内敷地内二千八百五十坪方メートルに建設することを決めて農林中金八千万円の三十四年度融資運動に乗り出す。これによって冷凍工場建設は一歩前進したわけであるが、今後の運動に大きな注目が集められるとともに県漁業振興が望まれている。

同工場建設は漁業、企画、冒険果敢な各組漁協組合員の協力を得たらそうという関係から計画された。しかしその後になって資大な資金がともなうなどの理由から立消えの状態となっていたもの。工場建設総工費は一億円を見込み、うち地元出資金二千万円、農林中金借入八千万円であるが、地元負担の場合は三十二年度六月平市定例会で二千万円の予託が決って調印は八千万円の農林中金出店である。また建設地については小名浜に建設すべきだという磐城市や江名の誘致もあったが、県漁連として鉄道輸送の中心である平駅付近になった。計画では五百五十六坪の敷地と二百九十四坪の借地上場を建てる。冷凍物の収容量は三十五万貫で受託十万貫、日賃十五万貫、缶詰製造用五万貫、野菜、肉、その他五万貫。製氷能力は日産二十トン(百五十本)。貯氷五百貫、缶詰工場の生産能力は日産二百二十ケース(七百六十八貫)の能力を有し、県で最大という工場である。

郡君(小二)が第一位

模型飛行機競技大会

よい子たちの夢を大空にかけて行われた学童模型飛行機競技大会が石城地区学連会主催で十二日、金国おび県大会の出場権がかけて平市商高グラウンドに百余機が参加して行われた。競技は午前八時からA、Bの各級にわかれ午後二時ごろまで疲を競った結果、平二小の郡君君の滑機が一分五十一秒という超記録で見事第一位に入賞した。十位までの入賞者次の通り(カッコ内は学校名と記録)

A級小学生の部
(平二、一分五十一秒)❷今村聡孝(平一、一・五〇)❸栗田礼雄(平二、一・四三)❹平尾千文(平五、一・四一)❺若松修平(湯本三、一・四〇)❻佐藤仁一(同一、三六)❼品野久夫(平一、三〇・九)❽武田浩(同、二八・三)❾大森三幸

B級中学生の部❶小斉鋼祐(平一、四分一六秒)❷伴東吉(同、三・三三・四)❸湯城健(平三三・七・二)❹千葉隆行(湯本一、三・〇)❺樋山忠博(平二、二・三〇・六)❻志賀重男(湯本一、二・三〇)❼矢内亮治(同、二・七・一)❽馬場正典(同、一・五七・五)❾柳内光孝(平二、一・三七・三)❿渡辺良英(平一、一・三一・四)

(平三、二三・八)⓫渡辺ひろし(平一、二三)

【写真は模型飛行機競技会】

平市で実施決る

青少年の体力テスト

平市教育委員会では近く「青少年体力テスト」を実施することになった。これは各人の体力を自覚させ、健康で有能な身体を育成しようというもので、対象は満十五才から二十五才までの男女で勤労者を主体とすること、そして科学的な分析してみることが出来ないものかと考えられている。科学の進歩した時代に、妙なことがあったのでは、新しい時代が泣くというもの。ところがは疑問に思うのである。犯人は何処かで笑っているなどスリラー映画もどきで、この事件が、死んだ容疑者の弱が暴露した語なども飛び出しいよいよ事件は顔写真を出したりなどして、科学的な分析してみることが出来ないものかと考えられている。最近全国のプロ級犯人

（第三種郵便物認可）　（定価一ケ月80円・一部売5円）

市役所チーム初優勝

勿来の官庁対抗 最高殊勲は山田選手に

勿来市体育協会、本社主催の優勝杯争奪第一回勿来市内官庁親善野球大会は十一、十二の両日植田小、中、錦小、中の四グラウンドで十七チームが参加して開催された。この日絶好の野球日和に恵まれ、グラウンド・コンディションも上々、一回戦から白球を追っての熱戦を展開、勝敵は予想通り勿来市役所と植田土木出張所の間で行われたが、両チームとも実力伯仲一重で追いつ追われつのシーソー・ゲームをくり展げたが、投打わずかに優る市役所が一回裏に入れた得点二が戦を決して5対4で辛く優勝を成し遂げ、本社杯を獲得した。なお全試合を通じての最高殊勲賞は見事決勝点をたたき出した市役所山田選手に最高殊勲賞が贈られた。

準々決勝

市役所13－0磐等学校
建設省6－0消防署
営林署6－2川部小中校
植田土木11－1磐安・失対

準決勝

市役所 2000002 / 0000000 10
建設省 0000000 / 1000006 0

土木事務所0501000 / 営林署0010100 2

決勝

市役所 2000× / 1200× 12
土木事務所 1000 / 日没のため五回裏

●バッテリー＝植田―三瓶（市役所）伊藤―大森（土木事務所）
●三塁打＝植田（市役所）

「戦評」

両者とも立上りから早くも打撃戦を展開、先攻土木事務所は三連続ヒットを放つて一点の先取点をあげれば、市役所もこれを反撃して伊藤投手を攻め植田が左越えを大きくオーバーする三塁打、田子、川口と連続安打を放つて二点を返した。その後両チームとも投手戦となり二回は三凡退とあつさりかたづけたが、三回になり土木が左翼前安打、四球という絶好の得点チャンスに恵まれながら後続打者が続かず無得点、一方市役所はなんなく押えられた。四回市役所は山田（後）の右前安打で最後の打撃が爆発したかに見えたが、この日の当り屋植田は三塁ゴロでダブルプレーを演じられこれまた得点ならず。このあたりから太陽が西に傾き始め五回裏で両者協議のうえ暗は終った。結局勝敗は一回裏に市役所が植田安打をもつて得点した二点が決勝点を決したわけであるがいずれにしても両チームとも投打ともに緩急つけがたく熱戦における試合回数も多く、試合運びの上手な市役所チームが勝つた。

「試合経過」

◎一回（土）石井中前安打、大畑三塁安打、八代三塁安打（市）植田右安飛で2点目安打、田子三塁安打、川口三塁安打（土1、市2）◎二回（土）三番凡退（市役所）渡辺遊飛、安野投飛、安部で三者凡退（土0、市0）◎三回（土）八代、伊藤で二死、杉山中前安打で二塁、松崎四球北浦飛で杉山三塁（市）山田中飛、植田四球で二死、田子二飛、川口投ゴロ（土0、市0）◎四回（土）長谷川投ゴロ、大泉一飛、石井右飛で三者凡退（市）山田右前安打、植田の遊ゴロで山田封殺、田子三ゴロ（土0、市0）◎五回（土）植田（土木）五打数二安打●三塁打貨田（市役所）三塁打二本

【写真●印三塁打をカットはした植田選手●は殊勝した勿来市役所チーム】

共済保険一億円達成

磐城市泉町醸造同組合（組合長志賀れん氏）にこのほど県共済連から生命、建物建生共済保険一億達成に郡一位の成績をおさめた旨賞状ありの同組合員一同を慰せた。

台風被害者にと 勿来のよい子ら贈り物

台風二十二号の罹災者にあげて下さいと現金、衣類、米など百数点が九日勿来福祉事務所に届いた。このあたたかい心の贈り主は、植田中学校の良い子5四九名と、錦町中田学級植田婦人会（会長助川カツさん錦町落合殿ひで子さん）らで関係者を驚く感激させている

▽植田中学校（校長鈴木雄氏）の良い子（三年五組学級委員長本田文枝さん6四九名）は毎週行われるクラス会の席上で百点二十二号で最も困窮の多かつた静岡県のみなさんに私たちの手で出来るだけのことを尽したいというあたたかい気持で各人がもちよつた衣類六一点、現金六百七十一円を勿来福祉事務所に届け出たる。

▽錦町中田婦人会（会長助川カツさん）は会員が持ち寄つた白米一俵二斗を台風で最も被害の多い地区にわけて下さいと勿来福祉事務所に届けた。

▽錦町落合殿ひで子さんは交番をおそて風の罹災者にあげて生活の安定に立てて下さいと衣類六〇点を届け出た。同福祉事務所では早速、静岡県日本赤十字静岡支部へ電送することになつたが、このあたかい心づくしに係員はじめ市民は感激を打たれている。

草野小の校外学習日程

平市草野小学校（校長北原清氏）では同校児六百十四名の全児童で二十二日遠足を兼て郷土色豊かな各地区を行ろ。これは三回（土）石井中前安打、八代、伊藤で二死、杉山中前安打で二塁、松崎四球北浦飛で杉山三塁（市）山田中飛、植田四球で二死、田子二飛、川口投ゴロ（土0、市0）◎四回（土）長谷川投ゴロ、大泉一飛、石井右飛で三者凡退（市）山田右前安打、植田の遊ゴロで山田封殺、田子三ゴロ（土0、市0）◎五回（土）大泉三ゴロ、八代三振、伊藤遊ゴロの三者凡退でゲームセット（土0、市0）なお各選手は次の通り

●最高殊勲賞＝山田投手（市役所）●敢打賞＝伊藤投手（土木）●打撃賞＝植田、田子、安野（以上市役所）、大泉（土木）五打数二安打●三塁打賞＝植田（市役所）三塁打二本

【写真●印三塁打をカットはした植田選手●は殊勝した勿来市役所チーム】

平藩の三大騒動 (4)

元文百姓騒動

……鈴木光四郎……

元文百姓騒動は、磐城騒動や小姓騒動と共に平藩三騒動の一つに数えられる。延享四年（一七四七）九月の百姓一揆である。磐城史料と内藤家蔵史料によつて平易に、その真相を解明したい。

一揆の原因

磐城史料とその他の史料によれば、一揆の原因は次のようである。

元文三年（一七三八年）九月の百姓一揆は、延享の寛修百姓騒動を困窮せしめた。終に百二十余年の故国を去りよう運の悪境に移る。君臣窮乏に至るまで歎き悲しまざるなし。（中略）人君に驕侈の弊なければこれが下なる者堪へずとかや……と述べている。原因として記されているものをあげれば

❶享保十年（一七二五年）十月、幕府は平藩主内藤氏に命じて下野国渡良瀬川を修治せしむ重臣相継ぐ病内に令し百石につき金若干を課す。

❷享保十五年（一七三〇年）二月、幕府は更に平藩主内藤氏に百光寺の修繕を命ず。十月に至つて成る。翌用給せず又宿内に令し百石につき金若干を課す。藩士の知行の半を減ず、内藤氏の賄賂これより始まる。

❸元文三年（一七三八年）三月、家老内藤治部左衛門は宿内に令して夫役金と称し是年より七年間、百石につき金若干を課せり。

❹これよりさき、酒、麹、豆腐商等分を課せり。

金光寺の史料

四倉町大野玉山の金光寺に次の書状が所蔵されている。

一 高三石五斗寺領
此高御免 三分二厘九毛
相場銭 〆二十四文

騒動の発端

元文三年（一七三八年）二月、藩内に悪疫流行し、藩士の死亡者多く、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の拡大

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の鎮静

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の結末

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の影響

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の教訓

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の後日談

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の参考文献

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の年表

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の地図

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の絵図

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の系図

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の人物

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の余話

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の補遺

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の索引

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の凡例

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の目次

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の序文

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の跋文

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の奥付

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の広告

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の訂正

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の補足

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の結び

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の終わり

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の後記

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の謝辞

元文三年（一七三八年）三月、藩士の知行の半を減ずるの令が出された。

騒動の参考資料